

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年4月26日（水）16:34～16:50
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|------------------------|
| 山下 宜範 | 経済産業省産業保安グループガス安全室長 |
| 沼田 博男 | 経済産業省産業保安グループガス安全室室長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 小山内 司 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革について」ということで、経済産業省に御出席いただいております。

本日の資料は、経済産業省から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議事につきましても、公開予定です。

進め方でございますが、まず、経済産業省から5分程度で御説明をいただいた上で、そ

の後、委員の皆様方によります質疑応答、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

これからガス事業法の水素ガスの付臭義務にかかる規制改革に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

それでは、経済産業省のほうから御説明をまずお願いいたします。

○山下室長 経済産業省のガス安全室長をやっております山下でございます。よろしくお願いたします。

まず、お手元の資料の2ページ目を御覧ください。令和3年10月に行われました国家戦略特区ワーキンググループヒアリングにおきまして、愛知県及び常滑市からガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革について提案がございまして、当方からの説明に対しまして御議論をいただいたところでございます。その際、委員の先生方から、本提案にどこまで特別な措置を講じられるのか、是非検討してほしいという御指摘をいただいたと承知しております。

水素につきましては、第6次のエネルギー基本計画におきまして、新たな資源と位置付けられておりますし、2050年のカーボンニュートラルの実現の手段の一つとして、我が国の水素の供給量を増加させる方針でございます。現在その製造、輸送、貯蔵、利用、様々な段階におきまして、様々な事業の検討あるいは推進がされておるところでございます。

これらの事業につきましては、我々の担当しておりますガス事業法に関する事業、水素導管を通じて水素ガスを供給するなど様々な提案や構想があると承知しております。国家戦略特区におきましては、今回、愛知県及び常滑市のほうからスーパーシティ構想の御提案がございましたけれども、これ以外にも、北海道ですとか東京都、川崎市とかもそうですし、山梨県とか九州、様々な場所で事業が検討されている、また進行しているということも承知しているところでございます。

今後も様々な事業におきまして、色々な要望が出てくると思います。今般は付臭に係る要望でしたけれども、このような安全確保に係る課題につきまして、機動的に対応することが重要であると考えております。

水素は分子が小さいので漏えいしやすいとか、爆発しやすいとか、金属を脆化させるとか、色々問題がございましてけれども、いずれにしましても安全が大前提でございますので、住民の方々を始め、安全の確保が重要だと考えております。よって、安全の確保を大前提としつつ、水素の利用を促す環境を構築していく必要があるというふうに思っております。

今般、特区で実施するとの提案もいただきましたけれども、ガス事業の安全を確保しながら特別な措置を講じていくということをお考えた場合に、現行の技術基準、これには付臭の措置も含むわけでございますけれども、この技術基準で求める技術以外についても、有識者の方々による審査ができる仕組みが必要ではないかと考えたところでございます。

このため、我々は審議会におきまして、委員の先生にお諮りしまして、この制度につい

て了承を得たということでございます。

次のページをお願いいたします。3ページ目でございます。こちらは先ほど申しました審議会の資料でございます。こちらにも書かれておりますけれども、水素に係る事業につきましては、機動的に対応すると、それには現行の技術基準で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要ではないかという問題意識でございます。

このような大臣の特認制度につきましては、経済産業省の関係では、高圧ガス保安法ですとか火薬類取締法におきまして既に同様の制度が措置されておりますので、それらを参考にして、ガス事業法においてもこれを措置するという方向で検討していきたいと思っております。

今後、どんな制度設計がよいのかという辺り、関係団体とも議論していく予定でございますけれども、例えば事業者の方が自ら科学的なデータなどを用いて立証していただいて、それを有識者の方々が審査の場で御審議をいただいて、問題ないという御判断をされた上で、我々がその取扱いを決定してくということを考えておるわけでございます。

安全対策は重要でございますし、大前提でございますので、扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保を認定の基準としてはどうかというふうに考えております。

次のページは高圧ガス保安法における特認制度の例でございますが、これは御参考でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

いずれにしましても、大臣特認制度を措置するというところでございますけれども、我々の審議会の先生から、一部の委員の方々から慎重な御意見もいただいておまして、水素は取扱いが難しいとか、あまりガス事業で実績もございませんので、また、ガス事業にしましては一般社会との距離が非常に近いものですから、安全が前提であります。少し慎重に進めたらいいのではないかという御指摘もいただいております。

いずれにしましても、大臣特認制度でございますけれども、その規定の範囲を超えて色々やっていくこととなりますので、安全性の確保は重要だと思っております。

いずれにしましても、今後、しっかりとした枠組みも作っていくと。どのような制度設計が望ましいのかということにつきまして、専門家ですとか関係団体と十分議論をして制度を措置してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御質問、御意見があればお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

では、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。特にスーパーシティの関係で議論があった中で、常滑市などの提案も考慮していただいて、こういう形で進めていただいたということにまず感謝申し上げたいと思います。

必ずしも特区の中だけでできるような形というわけではなくても、全国的にできるような形で整理していただくことも一つの成果だと思っておりますので、非常にありがたいと思います。そうしたときに、残る課題としてはやはり具体的な提案であったり、手挙げをされた自治体をベースにした取組ができる形になっているかが大事かと思っております。その意味では、いわゆる性能規定的な形で整理をしていただいたところではあります、一方で特認制度ということではありますので、必ずしも手放しの性能規定ではないような形と理解しました。ここは安全性が特に強く要求される領域なので、こういう枠組みを、ほかの同種のガスですとか保安関係の事例を踏まえて創設されたということだと思います。この中で十分に色々な方法が認定されるようになるかですが、いかがでしょうか。ここは運用や細則の作り込みといった点について、今後、魂が宿ってくる部分があるのではないかと思います。この点、どういう見込みで整備をしていかれるかどうかと、また、スケジュール的にいつ頃こういった制度で、実際に認定のスキームが公表され、いつ頃を目途に実施できるような形で御準備していかれるのかといった辺りをお伺いできればと思います。

○中川座長 よろしく申し上げます。

○山下室長 ありがとうございます。この技術基準ですけれども、基本的には性能規定なのですけれども、カバーし切れないものもありますので、今回こういった制度を設けさせていただいて、措置をするということでございます。

今後、具体的な制度設計は有識者の方々と相談しながら作ってまいりますけれども、我々の審議会がございまして、そちらのほうの小委員会にワーキンググループを立ち上げまして、専門家の方に集まっておりますので、議論していただこうかと思っております。火薬類取締法でも同じようなスキームでございますので、外形的にはそういったことを考えております。

スケジュールですけれども、水素は最近色々な事業で出ておりますので、なるべく早く措置したいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように委員の先生から慎重な意見も出ておりますので、今年度中には何とかやりたいなと思っております。もちろん今年度末まで待つわけではありませぬので、既に作業を開始しておりますけれども、様々な意見がございまして、なるべく早く措置したいと思っておりますけれども、今年度中というふうに考えております。

○落合座長代理 ありがとうございます。是非スピーディーに進めていただければと思います。性能規定については、4ページのほうでもお示しいただいていて、その中でやはり創意工夫の導入促進という形で行われているというお話であったり、機動的な制度活用ということでお示しいただいておまして、例示などの手法も使いながら、予見可能性を高めつつ、審査についても一定程度短縮できるような色々な工夫もされていると思います。是非今回もそういう部分については先例を見習っていただければと思いますし、先例の運用状況も出てきている、改善するべき点があればそういった点も踏まえて、よりよい制度を作っていただければと思います。

以上です。

○中川座長 ほかの委員の方々から御質問、御意見を。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 安念と申します。大変苦心の工夫をしていただいて、本当に苦心の産物だなと思って拝聴しておりました。

そこで単なる好奇心で伺うようなものなのですが、これは特認制度ということなので、事業者のほうから付臭に代わるというか、付臭とイクイバレントな技術があるのだが、これで認めてくれないかといって提案してくるというスキームになると想像しております。私は素人だから、そうじゃないかとただ思うだけなのですが、危ないものがパイプの中を通っているときの技術基準などというのは、例えばの話、アメリカの機械学会とかそういうところがいかにも基準を作っていそうな気がするのですが、そういった諸外国でどんなことをやっているかなど、役所のほうでも自ら情報を収集しておられることはあるのでしょうか。

○山下室長 過去の調査で海外の事例も調べております。付臭していない例もあつたりするのですが、そこは住民があまり住んでいない場所でやっていたりとか、そういった事例はあるようでございます。海外の例は一応調べてはおります。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 ほかの先生方はよろしいでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 確かイタリアの例でそういうことを以前、御説明いただいたことがあったように思いますし、色々な条件がついている場合もあると思うのですが、分野的には、このあたりは、グリーンに関係する領域で技術開発も進みが早いと思います。この点を踏まえ、是非最新の情報を改めて見ていただきながら、過去のものを見ていただいたことは、そういう意味では御説明いただいたので承知しておりますが、是非新しい情報もアップデートしながら進めていただければと思います。

以上です。

○中川座長 ほかの委員方はよろしいでしょうか。

それでは、水素ガスの付臭義務につきましては、特区のスキームではございませんけれども、新たに大臣特認制度を設けて規制改革を進めていくというような御説明をいただきました。委員の先生方からはスピード感を持って進めていただきたいなどの御指摘がありましたので、経済産業省におかれましては、こうした御指摘を受けて制度設計を創設いただくようお願いいたします。

それから、本件は我が国において水素ガスの利用拡大を図る上で大事な規制改革ですので、事務局においても引き続きフォローをお願いしたいと思います。

それでは、特段御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないでしたら、これをもちまして、ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係

る規制改革に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。
ありがとうございました。